

ID: 143

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	村田町介護保険条例 第20条第1項		
例規番号	平成12年条例第11号		
<p>【基準】</p> <p>第20条の規定による。 (延滞金)</p> <p>第20条 保険料の納付義務者(法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者をいう。以下同じ。)は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>2 前項の延滞金額の算定及び納付方法については、町税条例の例による。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日